

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		社会保険診療報酬の所得計算の特例										
2	租税特別措置等の内容		<p>医業若しくは歯科医業を営む個人又は医療法人が、社会保険診療につき、支払いを受けるべき金額を有する場合であって、その金額が 5,000 万円以下であるときは、当該事業年度の所得金額の計算上、その社会保険診療に係る費用として、支払いを受けるべき金額については、次の金額の区分に応じる率を乗じて計算した金額の合計額を必要経費損金に算入することを認めるものである。</p> <table> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500 万円以下の部分</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超 3,000 万円以下の部分</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 4,000 万円以下の部分</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000 万円超 5,000 万円以下の部分</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除率	2,500 万円以下の部分	72%	2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%	3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%	4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%
収入金額	控除率												
2,500 万円以下の部分	72%												
2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%												
3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%												
4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%												
3	担当部局		厚生労働省医政局総務課										
4	評価実施時期		平成 22 年 8 月										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		<p>昭和 29 年創設 昭和 54 年見直し (一律 72%としてした控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和 63 年見直し (5,000 万円を超える医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)</p>										
6	適用期間		期限なし										
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法</p>										
			<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>										
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の事務処理の負担が軽減された結果、経営の安定化がはか</p>										

			られるとともに、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むので、医業に専念できる。
8	有効性等	① 適用数等	28,162 件 「平成 20 年財務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)から推計
		② 減収額	256 億円 「平成 19 年税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)、「平成 15 年会計検査院決算検査報告」、「平成 20 年医療経済実態調査報告」(厚生労働省)より推計
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 20 年) 直近(平成 20 年)において、当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関(白色申告者)の割合は 85.2% である。 ※日本医師会調査に基づく 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 20 年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関(白色申告者)の割合は平成 17 年では 81.8% であったのに対し、直近(平成 20 年)では 85.2% となり、80% を超える高い水準で増加傾向にある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 20 年) 特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域医療の推進のため、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することで、小規模医療機関が医業に専念できる環境を維持するには、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の者に限り概算経費率の利用を認める本措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		当該措置の適用によって事務の負担が軽減された医療機関(白色申告者)の割合は 80% を超えていることから、当該措置が小規模医療機関に対し医業に専念できる環境に寄与していることがわかる。国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を維持し続けるためには、当該措置の存続が必要。

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---